

令和7年度（2025年度）の事業内容【予定】

- ・ この資料は、令和7年度の事業実施が確定した場合の予定を記載しています。

※ 事業実施の確定は、別途お知らせします

- ・ 後日、来年度のために、お店の状況に合わせて次のいずれかの確認を依頼します。ご判断いただくためにも本資料をご一読ください。

① 加盟店 (マネーを使えるお店) のみ で参加している場合

今年度末をもって加盟店“退会”の意向確認

 来年度も“継続”の場合は回答しなくて済むように実施予定

※退会店舗の再登録に関する制限を追加しています。次ページ以降をご確認ください。

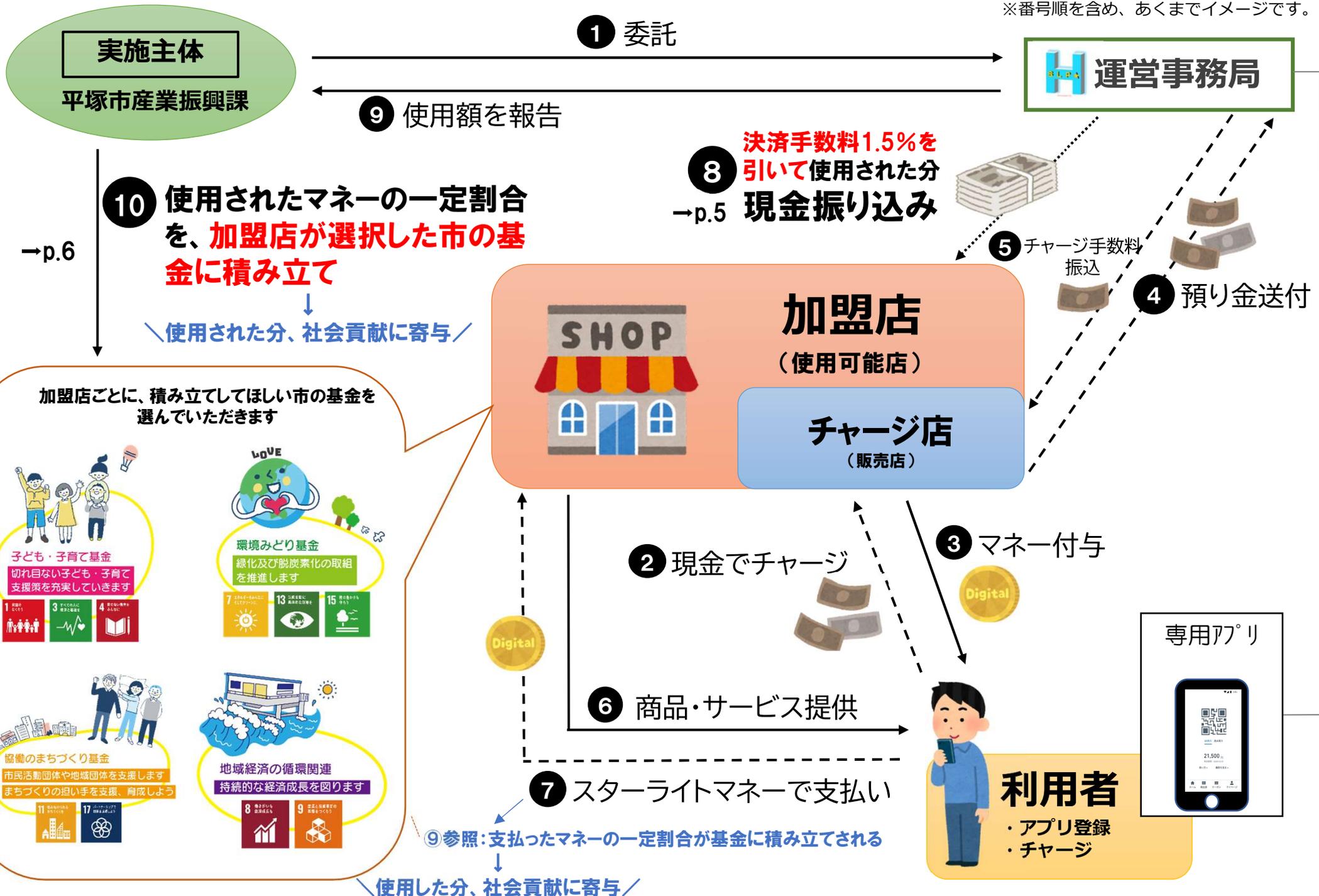
② チャージ店 (チャージできるお店) 兼 加盟店 で参加している場合

来年度もチャージ店を“継続する”か“継続しない”かの意向確認

 チャージ店は様々な審査を行う関係から、回答必須で実施予定

		R7年度（4月以降予定）	R6年度平常時（現在）
加盟店全体に関すること	目的	変更なし	市内消費活動の推進 地域コミュニティの形成 社会課題解決への貢献
	利用者還元率 →p.4	変更なし ※キャンペーン実施は未定	1% ※還元率引き上げキャンペーン実施済 (還元率20%)
	決済手数料 →p.5	変更なし	マネーが使用された額の1.5%
	その他 (社会課題の解決) →p.6	変更なし	市の基金へ積み立て (使用されたマネーの一定割合)
	退会した店舗の再登録	キャンペーン実施の場合、キャンペーン開始1カ月前～終了までの期間は、退会店舗の再登録が原則不可（予定）	—
チャージ店（販売店）に関すること	チャージ手数料 (旧販売手数料・キャッシュバック) →p.7	変更なし	2.0% ※精算に組み込まず別途振込
	精算書 →p.7	変更なし	管理用サイト上に電子でアップロード
	預り金の支払遅延規定	2週間以上の支払遅延があった場合、ただちにチャージ店機能を停止できる。再開の可否は振込後に市と運営事務局で協議（予定）	—

※番号順を含め、あくまでイメージです。



市内消費活動の推進・地域コミュニティ形成のために

今年度から
内容の変更はない予定

◆マネーで支払われた**1%**を利用者に還元



通常時
還元率1%

マネー	マーレ
電子マネー類似機能	ふるさと納税返礼ポイント
還元率1% (※毎月30万円の利用分まで) ※毎月30万円の利用まで1%還元、 30万円超過した分は還元なし = 1ヶ月最大3,000円還元	返礼率30%
市内加盟店で利用可能	地場産基準を満たした店舗（マーレ取扱店）でのみ利用可能

◆行政ポイント付与事業も多数実施

行政ポイント（行政への協力等に対してマネーを付与する）事業を多数実施し、マネーの利用促進を図り、市内店舗での消費活動を推進します

【令和6年度の実施例】

- ・ 国保特定健診結果の早期提出者に500マネープレゼント
- ・ CO₂CO₂プラン参加者に抽選で500マネープレゼント
- ・ 妊娠出産対象者に経済的支援を行う一環で52,500マネー選択可能

など



持続可能な運営にするために

これまでは国の交付金を原資に経済対策として事業を実施していたため、事業経費のほとんどを市が負担していましたが、**持続可能な運営にするために、R6年度から加盟店様の一部負担を導入しています。**

◆マネー決済手数料を**1.5%**徴収し、運営資金等に充てます

※全加盟店が対象です。業種や売上規模による料率に差はありません

※**スターライトマーレ（ふるさと納税返礼ポイント→p.4）**の使用に対する手数料負担はありません

今年度から
内容の変更はない
予定

毎月**マネー**が使用された額の、**1.5%**を決済手数料として徴収し、その分を引いた額を事務局から振り込みます

1か月の**マネー**が使用された額



決済手数料1.5%
→運営資金等の一部に

◆大型小売店舗のみ、お知らせ・クーポン・アンケート配信を有料とします

※大型小売店舗...大規模小売店舗立地法に基づく平塚市内の店舗面積1,000㎡以上の大型小売店舗（当該施設のテナント含む）

➔大型小売店舗で配信を希望する場合は、一度事務局までご連絡ください

社会課題解決のために

今年度から
内容の変更はない予定

◆加盟店で使用されたマナーの一定割合を、市の基金等に積み立てます

※決済手数料1.5%に含む = 決済手数料以外の徴収はありません

①昨年同様に、加盟店ごとに、次のうちの基金等に積み立てしてほしいか選択

※4月以降、参加加盟店に別途照会

(1) 子ども・子育て基金

(2) 環境みどり基金

(3) 協働のまちづくり基金

(4) 地域経済の循環関連



②市の財源と合わせて、加盟店でマナーが使用された額の一定割合を選択された基金に積み立てます



加盟店・利用者の双方が、SDGs等社会課題への解決に貢献

チャージ店 (販売店) の内容

今年度から
内容の変更はない予定

- 中小事業者のチャージ手数料率は2.0%

※大型小売店舗は引き続きチャージ手数料0%でチャージ店参加可能です

- 精算書 (支払通知書または請求書) は管理用サイト上に電子でアップロードします

チャージ手数料は、精算に組み込まず別途振込を行います ※詳細は後日チャージ店へ御案内します

- レンタル端末は有償貸出可能です

レンタル代は令和7年4月～1月の10ヶ月で 11,000円(税込) とし、R7.4月の精算時に引かせていただく予定です ※2・3月は費用負担なし ※R6年度と同額

※御自身で端末 (店舗用アプリがインストールできるスマートフォン) を用意できる場合 (レンタルする必要がない場合)、費用負担はありません

- チャージは引き続き 現金のみ の受付です (※店舗の売上ではなく預り金扱いのため)

- チャージ手数料の対象は、中小事業者・商工会議所の会員であること (会費に未納がないこと) ・市税に未納がないこと・マネーのチャージ金 (預かり金) の未納がないこと です。

参加確認

- 1月中に、別途「参加確認フォーム」をご案内します